

第3回 伊勢市交通バリアフリー
基本構想策定協議会
議事録

平成28年10月26日

第3回伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会

日 時 平成28年10月26日(木) 午後2時から

場 所 伊勢市役所東庁舎4階4-3会議室

委員出席者	笠原 正嗣	福田 照生
	角田 保	河口 瑞子
	森井 啓	山本 恒平
	中林 広己(服部 孝史)	長谷川 武
	西村 浩和	廣 政男
	曾根 章江	森 修
	中村 元(野口 あゆみ)	前田 世利子
	林 寿一	西山 裕司
	朝野 新一	別所 則幸
	中村 功	江原 博喜
	須崎 充博(岩村 敏彦)	

※ () は代理出席

事務局	都市計画課長	森田 一成
	高齢・障がい福祉課参事兼課長	中村 富美
	交通政策課長	山口 一馬
	基盤整備課長	荒木 一彦
	維持課副参事	安藤 浩司
	建築住宅課病院担当副参事	坂谷 和則
	都市計画課長補佐	徳田 光良
	担当	大野 明子
		曾原 正隆

第3回伊勢市交通バリアフリー基本構想策定協議会

日時：平成28年10月26日（木）午後2
場所：伊勢市役所東庁舎4階4-3会議室

○司会進行 事務局（都市計画課長）

○傍聴人 2名

【内容】

○伊勢市交通バリアフリー基本構想（案）について

説明 国土交通省中部運輸局 交通政策部消費者行政・情報課長 朝野氏

バリアフリー法に基づくバリアフリー化の進捗状況について、資料に基づきご説明をさせていただきます。

資料は2種類あり、平成27年度（28年3月末）データをまとめたものと、平成26年度のものがあ。平成27年度データについては、今年度のプレス発表が遅れていることから、本日は平成26年度資料について説明を行う。

※詳細は資料参照

バリアフリー化の進捗状況については、近年微増ではあるが進んできている。国として一層バリアフリー法等の施策を進め、着実に進めていきたいと考えている。

意見・質問

【委員】

バリアフリー化の進捗速度が遅いと感じる。その辺はもっと馬力をかけて、お願いしたい。

【会長】

段差の解消について、先ほど高止まりと言われたが、これは段差を解消するためのスペースが足りないといった構造上の問題が影響しているのか、それとも単に財政上の問題なのか。他の項目は順調に増えているが、この項目については進捗ペースが遅い。

【委員】

財政上の問題が大きいと思う。現在整備されている施設も多くある中、その維持管理に加えて新設となると、費用が多くかかると聞いている。その辺がネックになっている。

【会長】

建物の構造的に無理といったことより、やはり財政上の問題ということか。

【委員】

はい。

【委員】

ホームドアの設置に多額の事業費がかかる。補助金がついても、一駅に数億円かかると聞いている。

【委員】

進捗状況を聞かせていただいて、50%以上の整備状況が出ており、ますます増えてきている。これは、新設されたものがほとんどということか。エレベーターがなかったところに整備されたとか、段差があったところを解消したなどといった改修は含まれないのか。おそらく、交通バリアフリー法が出来てから、バリアフリー化はハード面で進んできているのだと思うが、法の制定は平成12年で今から16年前である。16年前に設置されたエレベーターなどの設備は、今かなり古くなってきていると思う。トイレなども同様で、16年前のトイレと現在のものではまったく違うものになってきているので、なかったところに設置されるというバリアの解消はありがたいことだが、過去に設置されたものの見直しについても、ぜひやっていただきたい。古い設備を新しく性能が良いものに変えることについても、調査などをやっていただけると良いと思う。

【委員】

非常に良い設備がたくさん出ており、エレベーターなども広く使いやすいものが出ていることは承知しているが、設備がない施設がある。ご意見のように法整備から時間が経過しており、新しい設備もたくさん出ているので、国交省の方でも要望を出して、その辺も分かるように進められていくように要望したいと思う。

説明 三重県国体準備課 近藤副参事

現在、県で整備している三重交通 G スポーツの杜伊勢の陸上競技場のメインスタンドに係るバリアフリー対応の状況について説明する。

今回、伊勢市交通バリアフリー基本構想案において、重点整備地区として五十鈴川駅から国体会場までが設定されるということであるが、そもそも国体会場とは何かというと、今整備している陸上競技場のことであり、開会式の会場を含めてメインの会場となる。その建物の内容などについて紹介させていただくのが、今回の趣旨である。

資料の P 2 にメインの競技場として記載されているのが陸上のトラックで、図の下側にメインスタンドとあるが、これを屋根付きのスタンドとして改修している。バックスタンド、サイドスタンドについても改修を行う。メインスタンドが、今回説明する建物となる。

どのようにバリアフリー対応を進めていくかということについて、資料 P 1 を用いて簡単に説明すると、大規模改修であるので新設に準ずるため、当然三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例およびバリアフリー法の諸基準に適合させる。ただし設置箇所については、条例や法の基準値ぎりぎりではなく、可能な限り余裕をもって整備する。例えば、多機能トイレであれば 6 箇所、オストメイトについては 2 箇所設置する。ベビーチェア等設置トイレブースとは、一般のトイレに広めのブースをつくり、ベビーチェアや子どもが立って着替えできるようなフィッティングボードを備え付けるものである。このようなブースを 8 箇所整備する。これにより、多機能トイレへの利用集中が防げるものである。そのほか、エレベーターを 3 箇所、車いす対応観覧席 72 箇所を予定している。なお資料の括弧の中は、法や条例の基準値であり、「基準値：特になし」とこの項目では記載しているが、正しくは 36 席なので訂正願いたい。車いす対応駐車場を 6 台、授乳室を 3 箇所整備予定である。また出入口の幅などについても、基準に適合させる。目の不自由な方の誘導には、点字ブロックの配置よりも職員による対応を第一とする。当然点字ブロックも設置するが、建物の用途が陸上競技場であるということもあり、建物の内外を選手が出入しており、点字ブロックでつまづくこともあると聞いているため、まずは職員による対応を第一とする方針としている。

これらを図面で表したものが、P 3 である。バリアフリー設備を凡例で色分けして表示している。4 階建ての建物で、特に 1 階と 2 階が一般の方が利用する階となる。現在工事中で、現地に行ってもどのようなようになるのか分かるのは半年ほど後のことになる。現在県ではこのような方針で、国体および全国障害者スポーツ大会に、そしてその前のインターハイに間に合わせるように進めているところである。

資料として国体のパンフレットを配布している。裏面に、会場となる競技場等について記載している。国体等は少し先のこととなるが、皆様のご助力を頂きながら盛り上げていきたいので、よろしく願いたい。

意見・質問

【委員】

ベビーチェア等設置トイレと多機能トイレを別にしたということだが、ベビーチェア等設置トイレは広めになっているということでしょうか。

【委員】

そうである。普通のブースにただ単にベビーチェアを入れるだけではない。P 3の平面図の2階部分にオレンジ色で表示しているのがそのブースで、隣のブースの約2倍の広さがある。

【委員】

一般のトイレの中にあるということか。

【委員】

はい。

【委員】

多機能トイレに利用者が集中してしまうことがあったので、このように分けていただけると大変ありがたい。最悪、多機能トイレが使用中であったときに、こちらも利用できるのではないかと思う。それに加えて、どこか1箇所に大人のオムツ交換用のシートを設置していただきたい。ユニバーサルシートというのだが、障害児、つまり乳児や幼児よりも大きな子どもや、高齢者のオムツ交換を行うための場所を求める人が増えてきている。この競技場に来るのかどうかということについては、選手として来るというよりも、選手の家族で障がいのある方が観客としてやってくる場合があると考えられる。そのシートは折りたたみ式で、少し広めのトイレがあれば設置できると思うので、どこかにあると大変ありがたい。

【委員】

勉強させていただく。

【委員】

バックスタンドについてはどのような改修を行うのか。

【委員】

バックスタンドについては、劣化してきた座席を取り替える位で、予算的なこともあり基本的にはそのままである。

【委員】

車いす対応観覧席について、大体の場合これらの観覧席は場所が決められているが、車いすの方しか入れず、同伴者が座る場所がないことがある。今からでは難しいかもしれないが、

外国の野球場などでは跳ね上げ式の椅子になっており、上げておけばそこに車いすも設置することができ、下ろせば一般の利用者も座ることができる。この図面の状況だと、隣の席を潰してでも椅子を持ってきて座るか、別の席にばらばらに座るかである。車いすの方だと隣についていなければならなかったりするのと一緒に座れないということがあるので、出来れば当事者だけでなく同伴者も想定した上での座席の設置をしていただければと思う。そして同伴者を後ろの席にするのではなく、隣がよいと思う。人の声は後ろからよりも横からの方がよく届く。最近、こういうのが主流になってきており、鈴鹿サーキットでもこのような形であり、同伴者の座席がない。それと、ここしかだめと限定してしまうよりも、色々選べると良いと思うが、立見デッキで見えることも可能なようなので、ここも車いすで利用できる場所のひとつではないかと思う。せっかく広い会場なので、色々な選択肢があることはありがたいので、ぜひバリエーションがある席づくりをしていただきたい。ちなみに、車いす対応観覧席は72席あるということだが、全体の何%になるのか。

【委員】

メインスタンドは全部で約7000席あるので、約1%程度である。

【委員】

オリンピック・パラリンピックの会場における車いす用座席のパーセンテージが出ている。一般的には競技場や劇場の観覧席は、座席総数の0.5～1%となっており、オリンピック会場では0.7%以上となっている。パラリンピックの会場として使用するのであれば、1.0～1.2%と最近では決まっているらしい。

【委員】

メインスタンドなら固定席の1%程度だが、サイドスタンドなどの芝生席を入れるとなると率は減ると思うが、計算上は芝生席を数に含めるのは難しい。ただ、仮にバックスタンドを含めたとしても、0.5%以上はあると思う。

【委員】

そういうところを売りにしていても良いのではないか。この競技場の座席の割合は、高い数値であると思う。あとこれで臨機応変に使用できる座席があれば、このような設計のところはあまり無いので、新しい形として皆さんが見に来られるかもしれない。

【委員】

色々なアイデアを頂いたので、課内に持ち帰り、参考とさせていただく。

説明 事務局

スケジュールとこれまでの協議会で頂いたご意見について、資料に沿って説明する。

次に、基本構想案について、前回からの主な変更点について、概要を説明する。

基本構想案の P 30、(2) 重点整備地区として位置づける地区の選定について、これまでは配置要件、課題要件、効果要件の 3 つの要件について検討方法を先にまとめて示し、後半に検討結果をまとめて記載していたが、より読みやすくするために順番を組み替え、要件ごとに検討方法と検討結果をまとめるかたちとした。

P 34 の鉄道駅の日当たり乗降客数についての考え方について、JR と近鉄はそれぞれ一日当たりの乗客数の集計方法が異なることから、前回の案では、計算上の数値を用いて各駅の利用者の比較を行っていた。今回は、バリアフリーに関する事業の認定を国に申請する際に用いる数値として、JR では一日当たり平均乗客数を 2 倍した数値、近鉄では交通量調査の結果を用いていることから、この数値を用いて比較を行うこととした。

P 56 の⑦路外駐車場について、これまでは五十鈴川右岸の市営宇治第 6 駐車場の経路について、勾配が急であることを記載していたが、河川管理上の問題から改善が難しいことと、車いす利用者の方ための経路が確保できないことから障がい者用駐車スペースを設けていない。市営宇治駐車場については、6 箇所ある駐車場のうち 2 箇所に障がい者用駐車スペースをまとめて設置している。そのうち宇治第 1 駐車場については、障がい者用駐車スペースから歩道のある道路への経路が確保されていないことから、今回課題として記載した。

P 71 は、今回追加した内容である。各事業について、施設設置管理者と協議を行い、整備目標時期を短期と長期の 2 段階で定めている。

P 72 からは、施設設置管理者の回答を受けて、事業の内容および整備目標時期について短期・長期の位置づけを行っている。

P 85 にはソフト面の取組の 3 つ目として、「子どもたちとつくる『やさしいまち伊勢』支援事業」について新たに記載した。

P 86 には、バリアフリー化の推進に向けてとして、バリアフリー化の実現には、市民、施設設置管理者、国、県、市がそれぞれの役割を分担するとともに、相互の協力が必要なことや、ソフト面での取組などを通じて、市民に対する啓発活動などを行っていくことについて、新たに文章を追加した。

ここで、事前に配布いたしました資料について、事前に頂いた意見について紹介する。

P 36 および P 46 の近鉄・伊勢市駅の券売機について、×をつけているが、すでにバリアフリー対応が図られているとのことですので、○に修正する。

P 50 の個室の手すりについて、五十鈴川駅には車いす対応のトイレがまだないとの前提で記載していることから、移動円滑化基準を満たさない項目の欄に記載している「手すりの位置が便座から遠い・・・」という内容は、右の備考欄に変更する。

視覚障がい者誘導用ブロックの項の、備考欄にあるホームに内方線が敷設されていないとの項目は、移動円滑化基準に該当する項目であることから、備考欄から移動円滑化基準を満たしていない項目の欄に変更する。

P 72 の「視覚障がい者に対してホーム端の警告のため」という部分は、「視覚障がい者がホームの内側と外側を区別するため」という方がよいとの意見を受けて、そのように修正する。

意見・質問

【委員】

今の説明を聞いていて、不安に思うところがある。それは、事業の実施時期についてである。短期というのは何年以内で、長期はいつになるのか。このような表現しかできないということはよく分かるのだが、問題は予算がどの辺で取れるのかということであり、確定しない限りここには記載されないということか。見る側としては、「〇年後」としてもらった方がよいのではないか。

【会長】

短期事業については、平成 32 年までに実施すると記載してある。それよりも細かい時期設定については、ご意見のとおり記載するのは難しいと思うが、短期事業は平成 32 年までに実施するという約束と考えてよいのか。

【事務局】

短期事業については平成 32 年度までに完成することを目標としている。

【委員】

そこまで確信があるのであれば、平成 32 年度以内と記載すればよいではないか。短期・長期と書くよりも年度を記載した方が、見る側としては安心するのではないか。

【事務局】

その辺りのことを、P71 に記載している。短期事業のすべてに「平成 32 年度まで」と記載してもよいが、それを「短期」という言葉で表していると解釈していただきたい。

【委員】

長期はいつなのか。分からないということか。

【事務局】

P71 に明記している。長期事業は平成 33 年度以降で、予算等様々なこともあって何年までに実施するか書きにくいところであるが、短期事業については平成 32 年度までにそれぞれの団体で実施していただく事業である。

【委員】

表現としては、短期、長期という書き方がベターであるということか。

【事務局】

平成 32 年度までに終わるものもあれば、それ以上かかるものもあるということである。

【会長】

ある程度幅を持たせた書き方をするということである。

【委員】

短期、長期についてはP71に記載されているが、長期についてはエンドレスにならないか。平成33年度以降に対応していくということは、言い換えれば10年先なのか20年先なのか分からない。パブリックコメントを求めたときに、ある程度の考え方をまとめておき、長期の期間についておおむねこの程度の時期には出来るという目標を定めておいた方が良いのではないか。長期事業は先々なくなっていくのではないかという意見が出てくるように思う。

【事務局】

長期については、国・県・市だけでなく民間事業者も同じであるが、社会状況や財政面など様々なことが変化してくる。ここでは5年後までをひとつの目標とし、それ以降に取り組むことになっているものについては、そのときの情勢にあわせた取り組み方になってくると思うので、そこまで先の約束を書き込むことは難しい。そのため、このような表現となっている。

【委員】

長期は5年以降であると説明するということか。

【事務局】

はい。

【委員】

5年以降に予算措置ができるということか。

【事務局】

5年以降に取り組むということである。

【委員】

直接この委員会に関係はないが、現在の世相を見ていると、オリンピックの経費の問題や東京都の市場の問題など財政の問題がある。当市においても、伊勢総合病院について契約が完了したということだが、その契約の中にバリアフリーを考慮して計上した予算は何%位あるのか。当然バリアフリー化は図っていかなければならないと思うが。

【事務局】

病院の設計に関して、先ほどの県営の陸上競技場と同様に、三重県のユニバーサルデザイン条例や法などに沿った形で進めている。先ほど説明があった施設を網羅しながら設計している。

【委員】

総工費が当初よりも膨らんでいる。その中でバリアフリーに係る金額の割合はどのくらいなのか。通常の建築物なら必要ないが、病院のバリアフリー化を図るためには必要であるという費用について、予算上出ているのではないのか。

【事務局】

計画段階からバリアフリーに関しては当然考慮しながら計画予算を立てている。バリアフリー化施設だけを仕分けた形での算出は行っていない。

【委員】

県条例や法律の基準を網羅した上で設計を行っている。

【事務局】

はい。

【委員】

P74の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設について、整備に向けて努力していただけるのだと思うが、前回の会議の際にも当事者の意見を聞くように意見させていただいたところである。説明にあった、五十鈴川駅から内宮へ行く経路は、延長が2km強ある。健脚の若い方や都会から来た観光客は歩くかもしれないが、視覚障がいは歩かない方がよいのではないかと思う。歩く人もいるかもしれないが。五十鈴川駅から伊勢総合病院への経路へのブロック敷設は必要なことであると思うが、内宮までの経路については、公共交通機関を利用した方が安全に移動できるのではないか。事前に情報さえ分かれば、距離のことや、またガイドを連れていってもらったり、単独では行かない方がよいことなどを案内する。経路の途中に駐車場の出入口や狭い道から車が出てくるような箇所が非常に多く、危険である。それを解消しようとする、歩道自体の整備を他にも行わなければならない、また灯籠もぶつかる危険性が高いバリアとなっている。どのようにブロックを敷設すればよいかは大変悩むところであるが、視覚障がい者の方々に聞いてみるのが最も大切なことである。距離だけを問題とすると歩けるのではないかと思われがちだが、実際にある危険性を伝えられる人がいないといけないのではないかと思う。内宮へ行きたい障がい者の方に、行く方法や状況などをヒアリングしてアドバイスできるように、バリアフリーツアーセンターや市の観光部署、観光協会や鉄道駅の駅員が、どの駅で降りてどのルートにすれば最も安全に行くことができるかを知っていれば、案内がスムーズに行くように思う。ソフトの問題となるが、危険な箇所などに対処できるように、市民だけでなく観光に携わる人が危険な状況を把握していることが必要である。それが、障がい者サポーター制度になってくるのかもしれない。視覚障がい者誘導用ブロックの敷設は微妙な問題で難しい。前回の会議の際、敷設するのであれば目的地まで途切れることなく敷設するように意見したが、全経路に敷設したからよいというものではない。色々考えるところがある問題である。

【会長】

必要性がどこまであるのかということである。

【委員】

敷設したことによって、視覚障がい者の方が安全に歩けるかと思ったら途中で事故に遭った場合、これは誰の責任かということになるかもしれない。安全なところに敷設していただきたい。難しい問題である。そもそも車の運転者が道から出てくる際に気をつけないければならないことではあるが。

【会長】

ただ、部分的に敷設することで、活動範囲が広がるというメリットはある。

【委員】

確かにそうである。

【会長】

表現としてはこれでかまわないか。

【委員】

記載すると、敷設しなければならなくなるということだが、それでよいか。

【事務局】

視覚障がい者ブロックの敷設については、実際に視覚障がい者の方々に聞いて、本来であれば全区間に敷設してもらいたいが、それが無理なのであれば、最低限横断歩道前後や駐車場の出入口を横断するような危険箇所などに敷設していただきたいというご意見をいただいている。

【委員】

了解した。後はソフト面である。周辺住民などに、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するということは、ここを視覚障がい者が歩く可能性があるということを理解してもらった上で、歩道上に障害物となるものを置かないなど、回覧などで啓発していただきたいと思う。

【事務局】

ご意見はごもつともなことである。ハード面の整備とともに、P84にあるように、障がい者サポーター制度を今年度からスタートする。これは、障がいの特性に応じた配慮を市民に理解してもらうための啓発周知を含め、進めていきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

【会長】

下から3行目の行頭は、1字下げが必要ではないか。

【事務局】

修正する。

【会長】

書式のことで、P9の第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画について、西暦が記載されている。文中は元号で記載されているが、タイトルだけ西暦が記載されているがこれは問題ないか。

【事務局】

これは三重県のホームページで計画のタイトルを確認し、このような形としている。

【会長】

細かいところだが、P25の第2次伊勢市総合計画の「2」の字が半角になっているが、1桁の数字は全角でそろえているのではないか。

【事務局】

修正する。

【委員】

資料全般に関わることで、図面に凡例等をつけて色分けして表示されているが、色覚については様々な特性を持った方がいる。この図面等が色覚特性を持った方々に分かりやすい色の組み合わせになっているかを、「バリエントール」と呼ばれる道具を使って確認することができるので、確認をお願いしたい。また、P73の(3)都市公園特定事業に「(※) P67・・・」とあるが、資料と整合していない。

【市】

正しくはP70であるので修正する。また、バリエントールとはどのようなものか。

【委員】

見た目はサングラスのようなもので、それをかけることによって色覚特性を持った方の見え方を確認するためのものである。

【会長】

色覚特性を持った方々への見え方については、ぜひご配慮いただきたい。これによって、色使いが大きく変わってくる可能性がある。

【委員】

例えば、黒と紺色を使っているときに、識別が出来るのかということである。

【委員】

そのバリエーションを、次回の委員会に持参いただけないか。

【委員】

了解した。

【会長】

グラフの色などが変わってきたときに、委員の皆様を確認をとることは時間的に難しいので、それらの小修正については私に一任いただきたい。大きな修正は委員の方々に諮ることになるが、グラフの数値などを変えずに色使いだけを変えるということであるので、その辺のことはいただきたいが、よろしいか。

〈意義の声なし〉

【委員】

見せ方についての提案であるが、1章から5章までであるが、可能であればページの端に章ごとにタグをつけて、色分けしてもらえると、見たい章のページを開きやすいのではないかと思う。

【事務局】

可能な限り対応する。

【委員】

P86のタイトルと1行目の行間が開きすぎではないか。また、「はじめに」は無いのに、「さいごに」があるのはどうか。

【事務局】

P86については、目次も含めて修正する。

【会長】

用語の統一など、文言のチェックは完了しているのか。

【事務局】

はい。

【会長】

先ほど色使いについてご意見があったが、写真は仕方ないとして、グラフの色などに関し

てしか現時点での対応は難しいのではないかと。

【委員】

道路の区間や路線を線で示している部分が、視覚特性を持った方にとって分かりやすい形で示してあげないと、分かりにくいものになってしまう。

【会長】

そのあたりのアドバイスも委員の方からいただけたらと思う。よろしく願います。伊勢市交通バリアフリー基本構想の案は、細かいところでは色使いなど検討するが、大枠のところでは委員の皆様にご了解いただいたということの確認をしたいと思うが、よろしいか。

〈意義なし〉

それでは、この基本構想案でいくこととする。

〈閉会〉